

## 京都府工事等競争入札心得第11条第12号の運用について

令和8年1月  
京都府

京都府工事等競争入札心得第11条第12号の運用について、次のとおり定める。

### 1 有効としない内訳書について

#### (1) 内訳書の未提出等

- ア 内訳の全部又は一部が提出されていない場合
- イ 内訳書とは無関係な書類が提出された場合
- ウ 他の工事等の内訳書である場合
- エ 内訳書が白紙である場合
- オ 内訳書が特定できない場合
- カ 内訳の記載が全くない場合

#### (2) 内訳書内容の不備

- ア 内訳に必要な工事区分又は工種（営繕工事にあっては種目別内訳又は科目別内訳）に未記載又は誤りがある場合。ただし、誤字・脱字の程度が軽微であるなど、当該工事区分等であることが明らかなものは有効とする。
- イ 内訳書の縦計算又は合計額に誤りがある場合。ただし、誤りの額が10万円以下又は内訳書の合計額（消費税等を除く）の1%以下であるなど、軽微なものは有効とする。
- ウ 入札書記載金額と内訳書の合計額が相違する場合
- エ 値引きなどマイナス表示が記載されている場合。ただし、スクラップ控除等マイナス計上すべきもの、又は入札書記載金額と一致させるために千円未満の端数を処理したものは有効とする。
- オ 表紙がない場合又は工事番号、工事名、名前若しくは商号（名称）に未記載又は誤りがある場合。ただし、電子入札システムで提出された場合や誤字・脱字の程度が軽微であるなど、当該工事の内訳書であることが明らかなものは有効とする。
- カ 材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費又は建設業退転金共済掛金に未記載がある場合

#### (3) 提出ファイルの不備

- ア 京都府公共工事電子入札運用基準で定めるファイル形式以外で提出した場合
- イ コンピューターウィルスに感染したファイルで提出した場合

### 2 内訳書の再提出について

入札書を提出した者は、必要に応じ内訳書を再提出することができる。内訳書を再提出する場合は、発注機関へ事前に電話又は来庁による申出を行い、発注機関が指示する日時（指示がない場合は、開札予定日時）までに、紙による持参又はFAX送信により提出することとする。なお、再提出された内訳書は、発注機関で受理した時点で有効とし、この場合、再提出前の内訳書は効力を失うものとする。

また、発注機関は、内訳書不備に対する指摘や再提出の指示は行わないこととする。

### 3 入札参加者等からの問い合わせについて

発注機関は、開札前に入札参加者等から提出された内訳書が有効であるかの問い合わせに応じないこととする。

落札決定通知書発行後、無効の入札とした理由について発注機関へ問い合わせした者に対しては、口頭で回答することとする。

### 4 内訳書の調査について

内訳書の有効性を確認する調査は、落札候補者のみとすることができる。

ただし、発注機関が必要と認める場合は、内訳書（再提出前の内訳書を含む。）の有効性を確認する調査を入札参加者の全部又は一部に対し行うことができる。

## 附 則

### (経過措置)

この通知は、令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用し、同日前に入札公告又は指名通知したものについては、なお従前の例による。